

平成28年12月5日提出

熊本市立小学校及び中学校の学校栄養職員の休職の特例に関する条例の
制定について

熊本市立小学校及び中学校の学校栄養職員の休職の特例に関する条例を次のように
制定する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市立小学校及び中学校の学校栄養職員の休職の特例に関する条例

市立小学校及び市立中学校の学校栄養職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和
23年法律第135号）第1条に規定する学校栄養職員をいう。）が結核性疾患のため
長期の休養を要する場合に該当して休職にされたときは、当該休職の期間及び当該休
職の期間中の給与については、他の条例の規定にかかわらず、教育公務員特例法（昭
和24年法律第1号）第14条の規定を準用する。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（提出理由）

市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）の一部改正により県
費負担教職員に係る権限が熊本県から移譲されることに伴い、熊本市立小学校及び
中学校の学校栄養職員が結核性疾患のため休職にされた場合の休職期間及び給与の
特例を定めるため、この条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。